

平成 23 年 3 月 1 日

## 「母屋」・「離れ」の取扱いについて

滋賀県特定行政庁連絡会議

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「長期優良住宅法」という。)における「離れ」の申請について、独立した住宅とみなせないことから、原則として認定することはできない。ただし、「母屋」が既に認定を受けている場合の「離れ」の増築については、法第 8 条に基づく「母屋」の計画変更により認定することができる。

また、1 の敷地に既設の「離れ」がある場合の「母屋」の新築、改築の申請については、「母屋」は独立した住宅とみなし、認定することができる。

なお、滋賀県内特定行政庁においては、建築基準法と長期優良住宅法の所管行政庁が同じであることから、建築基準法における確認申請と長期優良住宅法の認定申請における「母屋」・「離れ」の関係および敷地設定が異なるものは、原則として認めない。

(参考)

「離れ」とは、隠居部屋、勉強部屋等をいうのであって、台所、便所、浴室等のいずれかが設置されていないものであり、「母屋」と別棟のものをいう。

この取扱いは、平成23年 4 月 1 日から施行する。